

## 保育を必要とする事由の確認書類

下表の書類については、両親世帯の場合、父・母それぞれ書類が必要となります。

保育を必要とする事由	認定に必要な書類
1か月当たり、64時間以上の就労を常態としている(する)こと	就労証明書(簡易版) ※自営業の方は、事業者証明欄をご自身で記入
妊娠中であるか、出産後間もないこと (出産予定日の前後2か月の最大5か月)	新生児の母子健康手帳(表紙と出産予定日が確認できるページのコピー)
保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有して、保育が困難であること	1 医師の診断書(保育が困難と判断できる診断書) 2 障がい者手帳・療育手帳等のコピー(氏名と障がいの程度が分かるページ) ※ 1または2のどちらかを提出
同居の親族(長期間入院等している親族を含む)を常時介護又は看護していること	1 医師の診断書等、被介護者の介護、看護の必要性が分かるもの 2 介護計画書(市の所定用紙) ※ 1と2の両方を提出
就学・技能習得していること	1 学生証(在学証明書のコピー)、受講の証明ができるもの 2 カリキュラム表など、日中の保育ができない時間・日数が確認できるもの ※ 1と2の両方を提出
災害復旧にあたっていること	罹災証明書等
虐待やDVのおそれがあること	第三者機関の証明
求職活動をしていること(最長、3か月)	求職活動専念申立書(市の所定用紙)
育児休業を取得していること ※既に在園している場合のみ対象 (育児休業期間の満了日の月末まで)	1 就労証明書(「法令による産前・産後休暇又は育児休業を取得している場合」の欄にある「産休」・「育休」・「復職年月日」全てに記入) 2 育児休業の取得期間がわかる証明 ※ 1, 2のどちらかを提出

※ 市が提出書類の確認を行った結果、就労時間の不足等を確認した場合、提出いただきました書類の内容を確認させていただく場合がございます

※ 他の要件に切り替える場合は、その要件が確認できる書類等を出していただくことで認定期間が継続されます

※ 退職等により、要件が満たされなくなる場合や、就労時間や勤務先等が変わる場合は、必ず在園施設または市保育課までご連絡ください

※ 育児休業における認定は、施設を利用していたこと及び継続利用することが条件となり、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助支援事業の利用の要件に該当しません